

所掌事項

市民交流センターの運営に関する意見、要望や専門的な助言を求める。

設置根拠

宮古市市民交流センター条例

設置年月日

H31. 2. 15

委員定数

15人

委員任期

2年

現任委員発令日

R5. 7. 21

現任委員任期満了日

委嘱の日から2年

担当課

市民生活部市民協働課 市民交流センター

TEL : 0193-62-2111 内線 7113

FAX : 0193-63-9118

E-mail : eastpia@eastpia-miyako.jp

備考